

中川町人事行政の 運営等の状況を公表します。

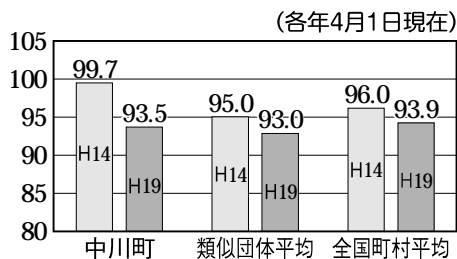
職員には、その仕事と責任に応じて給与を支給します。

町職員の給与は、国や地方自治体職員、民間企業の給与を踏まえて町議会で審議され、条例で定められています。このようにして定められた町の給与制度は、国の基準に準じたものになっています。町条例に基づいて公表します。

(3) 特記事項

平成17年度、平成18年度及び19年度に、定期昇給後、給料月額3%削減

(4) ラスパイレス指数の状況



(注)

- ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 中川町と同じ類型(1-0)の類似団体は、北海道に50団体、上川支庁管内に7団体ある。

(5) 職員の平均年齢・平均給料月額及び

平均給与月額の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.1歳	330,200円	358,496円
技能労務職	59.2歳	359,100円	376,100円

(注)

- 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(6) 職員の初任給の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	中川町	国	
一般行政職	大卒	165,100円	170,200円
	高卒	134,300円	138,400円
技能労務職	高卒	134,300円	—
	中卒	121,200円	—

(7) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	経験年数 10年以上 15年未満	経験年数 15年以上 20年未満	経験年数 20年以上 25年未満	
一般行政職	大卒	278,400円	330,200円	381,900円
	高卒	208,300円	284,800円	320,200円

1. 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用および退職に関する状況

区分	平成17年度末 職員数	採用者数	退職者数	平成18年度末 職員数
一般職	64人	0人	4人	60人
技能労務職	2人	0人	0人	2人
合計	66人	0人	4人	62人

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	部門	職員数		対前年 増減数
		H 18	H 19	
一般行政	議会	1人	2人	1人
	総務	18人	15人	△3人
	税務	2人	2人	0人
	民生	8人	8人	0人
	衛生	5人	5人	0人
	農林水産	6人	5人	△1人
	商工	2人	2人	0人
土木	5人	5人	0人	
	小計	47人	44人	△3人
特別行政	教育部門	15人	14人	△1人
	小計	15人	14人	△1人
企業会計	水道	1人	1人	0人
	下水道	1人	1人	0人
	その他	2人	2人	0人
	小計	4人	4人	0人
合計		66人	62人	△4人

2. 職員の給与の状況(平成18年度の普通会計決算)

(1) 人件費の状況(H18年度の普通会計決算)

住民基本台帳 人口 (18年度末)	歳出額 (A)	実質 収支	人件費 (B)	人件費 率 (B/A)	(参考) 17年度 人件費 率
1964人	3,260,984 千円	6,499 千円	501,083 千円	15.4%	14.3%

(2) 職員給与費の状況(H18年度の普通会計決算)

職員数 (A)	給与費				一人当り 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
61人	248,817 千円	29,110 千円	95,921 千円	373,848 千円	6,129 千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含まない。

2. 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

(平成19年4月1日現在)

その他の手当	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族が居る職員に支給 配偶者：13,000円 2人目まで：6,000円 3人目から：5,000円 (16～22歳までの子は5,000円加算)	同	
住居手当	貸家等を借受けている職員の場合 12,000円を超える家賃を支払う職員に支給(上限27,000円) 住宅を所有する職員の場合月額8,000円支給	一部異	国の制度持家の場合 は新築購入後5年に限り2,500円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用する職員に支給 交通機関利用者 運賃等相当額(上限55,000円) 自動車等の使用者 距離に応じ2,000～24,500円	同	

(10) 特別職の報酬等の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	町長 602,000円
	副町長 522,000円
報酬	議長 225,000円
	副議長 167,000円
	議員 140,000円
期末手当	町長 (19年度支給割合) 4.45月分
	副町長 (19年度支給割合) 4.45月分
	議長 (19年度支給割合) 4.45月分
	副議長 (19年度支給割合) 4.45月分

(注)

- 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(標準的なもの) (H19.4.1現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り				
	始業	終業	休憩時間	休憩時間	週休日
40時間	8:30	17:30	12:00 13:00	廃止	土・日

(2) 年次有給休暇の取得状況 (H18.1.1～H18.12.31)

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数
1754日	533日	44人	12.1日

4. 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (H18.4.1～H19.3.31)

処分事由	降任	免職	休職	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	0人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
職制、定数改廃、予算減少により過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分者数 (H18.4.1～H19.3.31)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反した場合	4人	0人	0人	0人	4人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人

(8) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	構成比	
				1年前	5年前
1級	主事補・技師補	0人	0%	0%	0%
2級	主事・技師	4人	8.9%	0%	9.2%
3級	主任(H18年度まで「主事・技師」)	14人	31.1%	8.3%	9.2%
4級	主査(H18年度まで「係長・主任」)	15人	33.3%	8.3%	13.0%
5級	室長(H18年度まで「主査・係長・主任」)	6人	13.3%	39.6%	31.5%
6級	課長(H18年度まで「室長・主幹・主査・係長」)	6人	13.3%	14.6%	16.7%
7級	(H18年度まで「課長・室長・次長・主幹」)	—	—	29.2%	18.5%
8級	(H18年度まで「課長」)	—	—	0%	1.9%

(注)

- 中川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(9) 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当			
中川町		国	
〔18年度支給割合〕		〔18年度支給割合〕	
期末手当 3.0月分 (1.6月分)	勤勉手当 1.45月分 (0.75月分)	期末手当 3.0月分 (1.6月分)	勤勉手当 1.45月分 (0.75月分)
〔加算措置の状況〕		〔加算措置の状況〕	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 なし		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(平成19年4月1日現在)

区分	退職手当		
中川町	〔支給率〕	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分
国	〔支給率〕	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分

(平成19年4月1日現在)

特殊勤務手当	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	29,000円
	職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	6.2%
	手当の種類(手当数)	6
	代表的な手当の名称	蜂の駆除業務

時間外勤務手当	H18年度決算	支給実績	3,467,000円
		職員1人当たり平均支給年額	71,000円
	H17年度決算	支給実績	2,620,000円
		職員1人当たり平均支給年額	52,000円

7. 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(H18.4.1～H19.3.31)

措置要求件数	措置要求の概要
0件	—

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況

(H18.4.1～H19.3.31)

不服申立件数	不服申立の概要
0件	—

定員適正化計画の基本的考え

① 定員適正化目標

類似団体別職員数（修正値）を基にした職員数や定員モデル、今後の行政需要の動向を加味しながら総定数の抑制に努めることを基本とします。人口減少や少子高齢化対策および税・税外収入の徴収のさらなる強化を図るなど今後、事務事業の積極的な見直しを行い、計画期間中（H17.4.1～H22.4.1）における目標定員数は64名（H22.4.1）とします。

② おもな定員適正化手法の概要

町長部局や町長部局以外において、その時々々の事務量の実態把握を行い事務・事業の改善、業務委託等の民間活力の活用、事務の統廃合など機構改革を検討し、最小の職員数で住民福祉の増進に向けて最大の効果が得られるように適切な職員配置を行ないます。具体的には、欠員不補充及び事務事業の簡略化の推進を行い、定員増加の抑制に努めます。

平成19年度中の『中川町情報公開条例』『中川町個人情報保護条例』『選挙人名簿抄本の閲覧に関する取扱基準』に基づく開示等実施状況を公表します。

- ◎「中川町情報公開条例」に基づく公文書開示請求件数 → 0件
- ◎「中川町個人情報保護条例」に基づく開示請求件数 → 0件
- ◎「選挙人名簿抄本の閲覧に関する取扱基準」に基づく閲覧件数 → 4件

5. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況

(H18.4.1～H19.3.31)

研修区分	受講者数	研修内容等
上川北部8市町村合同	6人	接遇対応、法令実務
上川支庁管内町村会	3人	法務(基礎)、中級職員研修
市町村職員研修センター(一般研修)	2人	管理能力、指導能力
市町村職員研修センター(政策研修)	2人	政策立案、政策形成能力開発
市町村職員研修センター(専門実務研修)	3人	法令実務(基礎)、法令実務(応用)
北海道町村会	1人	研修講師養成
自主研修	3人	「小規模町村における生き残り策」
合計	20人	

6. 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況

(H18.4.1～H19.3.31)

種類	対象者数	受診者数
人間ドック	51人	49人
定期健康診断	14人	14人

(2) 公務災害補償の状況

(H18.4.1～H19.3.31)

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金	2人	蜂に刺される、梯子から落下

